

新冠町新エネルギー・省エネルギー導入促進補助金交付要綱
新冠町新エネルギー・省エネルギー導入促進補助金交付要綱

(平成24年3月9日告示第4号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用の新エネルギー及び省エネルギー機器の導入を促進するため、新冠町新エネルギー・省エネルギー導入促進事業に関する規則(平成24年新冠町規則第7号。以下「規則」という。)第5条に基づき、必要な事項を定める。

(補助の対象機器等)

第2条 規則第2条に定める新エネルギー機器及び省エネルギー機器(以下「対象機器」という。)のうち、この要綱において補助の対象となる対象機器の種類、要件及び補助範囲は、別表第1に定めるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 自ら居住する町内の住宅に、対象機器を新たに設置しようとする者
 - (2) 自ら居住する予定である町内の住宅に、対象機器を新たに設置しようとする者
 - (3) 自ら居住する予定である町内の対象機器(新品に限る。)付住宅を購入しようとする者
- 2 前項で規定する住宅とは、住居専用住宅及び店舗等用の併用住宅であり、集合住宅(アパート等)は対象としない。
- 3 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。
- (1) 第9条の完了届を提出するときに町民であること
 - (2) アンケート調査等、町長が依頼する事項に協力できること

(滞納者に対する措置)

第4条 この要綱の適用を受けようとする者のうち、新冠町税の滞納に対する制限措置に関する条例(平成17年条例第14号)第3条第3号に規定する滞納者については、同条例の規定を適用する。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、対象機器の区分に応じ、別表第2に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象機器の設置工事着手前に、様式第1号の申請書に必要書類を添付のうえ町長に提出しなければならない。
- 2 対象機器付建売住宅を購入し、補助金の交付を受けようとする者は、住宅購入契約時かつ当該住宅への居住前に、様式第1号の申請書に必要書類を添付のうえ町長に提出しなければならない。
 - 3 申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 対象機器の設置工事の見積書

新冠町新エネルギー・省エネルギー導入促進補助金交付要綱

- (2) 対象機器の仕様書
- (3) 納税証明書。ただし、新冠町税の滞納に対する制限措置に関する条例施行規則第6条第1項に該当する場合は、納税証明書の添付を省略することができる。
- (4) その他町長が必要と認めた書類

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付を決定するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかに当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、様式第2号の変更承認申請書に必要書類を添付のうえ町長に提出しなければならない。

- (1) 対象機器の機種、仕様等
- (2) 対象機器の台数
- 2 変更承認申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象機器の設置工事の見積書
- (2) 対象機器の仕様書

- 3 町長は第1項による申請があったときは、すみやかにその内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(完了届)

第9条 補助事業者は、対象機器の設置が完了し、工事代金又は購入代金の支払いが終了したときは、すみやかに様式第3号の完了届に必要な書類を添付のうえ町長に提出しなければならない。

- 2 完了届に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 工事又は購入契約書の写し
 - (2) 対象機器の保証書の写し
 - (3) 対象機器の領収書の写し又は様式第4号の工事金額証明書
 - (4) 対象機器の設置写真
 - (5) 住民票の写し
 - (6) その他町長が必要と認めた書類

- 3 新築住宅の工事又は建売住宅の購入金額に対象機器の購入及び設置金額が包括されている場合は、前項第3号の書類に代えて、様式第4号の工事金額証明書を町長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定及び補助金の交付)

第10条 町長は、前条による完了届の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付要件を満たすと認めたときは、補助金の額を確定し、すみやかに補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は前項の通知を行ったときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

新冠町新エネルギー・省エネルギー導入促進補助金交付要綱

（適正管理義務）

第11条 この要綱による補助を受けて対象機器を設置した者は、対象機器の適正な維持管理に努めなければならない。

（調査等）

第12条 町長はこの要綱による補助に関し必要があると認めるときは、補助を受けて対象機器を設置した者から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

（補助金交付決定の取消）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- （2）この要綱の規定に違反したとき

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

新冠町新エネルギー・省エネルギー導入促進補助金交付要綱

別表第1 補助対象機器

対象機器	機器要件	補助範囲
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧配電線と逆潮流有りで連係していること ・太陽電池の公称最大出力が10kw未満のもの ・日本工業規格等で認められているもの ・未使用品であること（中古品は対象外） 	太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバータ、保護装置、直流側開閉器、交流側開閉器、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に係る費用
太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され給湯や空調に利用するソーラーシステム又はこれらと同等のシステム ・日本工業規格等で認められているもの ・寒冷地仕様であること ・未使用品であること（中古品は対象外） 	集熱器、架台、蓄熱槽、配管、配線・配線器具、その他付帯器具等の購入、据付、設置工事に係る費用
ガスエンジン給湯器（エコウィル）・ガスエンジンコージェネレーションシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガス又はLPGガスを燃料とし、熱の供給を主目的としたシステムであること ・ガスエンジン給湯暖房機は、ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されるものであること ・熱出力が5kw以下であること ・小出力発電設備であること ・総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること ・寒冷地仕様であること ・未使用品であること（中古品は対象外） 	ガスエンジンユニット、貯湯ユニット、リモコン、インバータ、マルチ切替器、配管、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に係る費用
潜熱回収型ガス給湯暖房機（エコジョーズ）	<ul style="list-style-type: none"> ・潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯暖房機であること ・天然ガス又はLPGガスを燃料として使用するものであること ・給湯効率が95%以上であること ・寒冷地仕様であること ・未使用品であること（中古品は対象外） 	給湯暖房機、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に係る費用
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂を冷媒として使用する空気熱源法式のヒートポンプ方式給湯機であること ・エネルギー消費効率（COP）が4.0以上であること ・寒冷地仕様であること ・未使用品であること（中古品は対象外） 	室外ユニット、貯湯タンク、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に係る費用
ヒートポンプ温水暖房システム	<ul style="list-style-type: none"> ・空気熱源ヒートポンプと熱交換ユニットで構成される暖房システムであること ・エネルギー消費効率（COP）が3.9以上であること ・寒冷地仕様（暖房保証能力-15、動作保証-20）であること ・未使用品であること（中古品は対象外） 	室外ユニット、熱交換ユニット、冷媒配管、リモコン、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に係る費用
潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	<ul style="list-style-type: none"> ・潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器であること ・灯油を燃料として使用するもの ・給湯効率が95%以上であること ・寒冷地仕様であること ・未使用品であること（中古品は対象外） 	給湯器、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に係る費用
燃料電池（エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成されるシステムであること ・定格運転時において0.5kw～1.5kwの発電能力があること ・貯湯容量150リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること ・総合効率が80%以上であること ・寒冷地仕様であること ・未使用品であること（中古品は対象外） 	燃料電池、貯湯ユニット、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に係る費用

新冠町新エネルギー・省エネルギー導入促進補助金交付要綱

別表第2 補助金の交付額

対象機器	補助金額(円/台)
太陽光発電システム	48,000円に最大出力キロワットを乗じて得た額。 ただし240,000円を限度とする。
太陽熱利用システム	対象機器の購入・設置に要する費用に1/10を乗じて得た額。 ただし100,000円を限度とする。
ガスエンジン給湯器・ガスエンジン コージェネレーションシステム	対象機器の購入・設置に要する費用に1/10を乗じて得た額。 ただし50,000円を限度とする。
潜熱回収型ガス給湯暖房機	対象機器の購入・設置に要する費用に1/10を乗じて得た額。 ただし30,000円を限度とする。
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機	対象機器の購入・設置に要する費用に1/10を乗じて得た額。 ただし60,000円を限度とする。
ヒートポンプ温水暖房システム	対象機器の購入・設置に要する費用に1/10を乗じて得た額。 ただし60,000円を限度とする。
潜熱回収型石油給湯器	対象機器の購入・設置に要する費用に1/10を乗じて得た額。 ただし20,000円を限度とする。
燃料電池	対象機器の購入・設置に要する費用に1/10を乗じて得た額。 ただし100,000円を限度とする。
複数台の対象機器を設置する場合	各機器の補助金額を加算する。

1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。